## (V) 全国推進事業(大豆価格形成安定化事業)

### 第1 趣旨

要綱別表4の大豆価格形成安定化事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

# 第2 事業内容

我が国の食料自給率向上にとって重要な作物である国産大豆に関し、需給事情、品質評価及び消費者・実需者ニーズを的確に反映した価格形成を図るため、事業実施主体は次に掲げる事業を行うものとする。

- 1 入札の方法による大豆の実物取引(以下「入札取引」という。)を行うための施設 の開設及び運営
- 2 入札取引を適正に実施するために必要な業務等を行う者及び入札取引の監視を行う 監視委員の配置
- 3 入札取引を適正に実施するために必要な業務であって次に掲げるもの
- (1) 入札取引において大豆の売渡し又は買受けを行う者の登録
- (2) 学識経験者、生産者の代表者、実需者の代表者等で構成する入札取引に関する重要事項を審議する委員会の開催
- (3) 平均落札価格、落札数量等入札結果の公表
- (4)入札取引において大豆の売渡し及び買受けを行う者からの入札取引の運営に要する費用に充てるための拠出金の徴収
- (5) その他入札取引を適正に実施するため必要な事業

#### 第3 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、要綱第5の1の(4)に基づき、別記様式第1号により事業実施 計画を作成し、生産局長に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 本事業は、補助金の交付の決定後に着手するものとする。

ただし、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により、生産局長に提出するものとする。

#### 第4 事業実施状況の報告

事業実施主体は、要綱第6に基づき毎年度、別記様式第3号により、事業実施年度の翌年度の7月末までに事業実施状況を生産局長に報告するものとする。

### 第5 事業実施結果の評価

1 事業実施主体は、要綱第7に基づき、自ら事業実施結果の評価を行い、事業成果報告としてとりまとめ、事業実施年度の翌年度の8月末までに生産局長に提出するものとする。

	事業実施主体 実施主体を指導	を受けた場合に する。	は、内容を点権	検評価し、	必要